



Title	産業廃棄物問題について
Author(s)	板橋, 一利
Citation	makoto. 1973, 4, p. 3-3
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86264
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

産業廃棄物問題について

大阪府生活環境部環境整備課長

板橋 一利

一、産業廃棄物とは

我々は、日常生活を営むうえで、自然から多くの資源（米、野菜、魚など）を採取し、利用後、不要物として廃棄物を自然界に排出しています。

これと同様、産業界においても、自然から多くの資源（石油、木材、鉱物など）を採取し、その使用過程から不要物として廃棄物を排出しています。これを産業廃棄物といっています。

これらの廃棄物は、従来は自然（土地や海）に還元され、その代謝能力によって再び資源として回収されるいわゆる「環境サイクル」の中で適当な調和が保たれてきました。

ところが、ここ数年来、わが国の急激な経済活動の進展により、産業や人口の都市への集中化現象が生じ、その結果、都市活動や産業活動から膨大な量の廃棄物と質的には非常に複雑（不燃性、有毒性等）な廃棄物を生み出しました。

このような廃棄物の量と質の

変化は、自然の代謝能力をはるかにこえ、「環境サイクル」のバランスを崩す結果となり、環境破壊の問題を惹起しています。

二、廃棄物処理法の制定

さて、このような環境破壊を防止し、廃棄物を適正に処理するため、昭和四十五年十二月二十五日に『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）』が制定され、翌年九月二十四日から施行されました。本法の特色としては、

（一）従来の法律の趣旨に、「生活環境の保全」を加えたことにより、公害防止法としての性格をもっていること。

（二）対策を「汚物」ではなく、「廃棄物」として、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分け、それぞれの処理を適正にするようにしたこと。

（三）事業者は、その事業活動から生じた廃棄物を事業者自身の責任で適正に処理しなければならぬという「事業者の自己処理責任の原則」を明確

にしたこと。などがあります。なかでも本法の柱となっている「事業者の自己処理責任の原則」について具体的にいえば、

（一）自らが排出した廃棄物は自らの手で処理すること。

（二）廃棄物の量をできるだけ減らすこと。

（三）廃棄物を資源として再生利用すること。

（四）物を製造、加工、販売する場合には、その製品、容器等が廃棄物となった場合には、その処理が困難にならないようにしなければならないこと。

要するに、事業者は自ら排出したものは、自らの手で最後まで責任をもつて処理するという基本姿勢で臨まなければならないということです。すなわち、

（一）自分の排出した排棄物の適正な処理方法は、排出者が一番よく知っていること。

（二）廃棄物中の資源は、極力回収されるべきであるし、また処理を行なうにあたっては、廃棄物が他の廃棄物と混じり合わないうちに処理することが最も経済的であること。

（三）事業者自らが行うということになると、企業の採算に係るものとして廃棄物への自覚を高め、処理技術や装置の開

発への効果が期待できる。などの理由によるものです。

産業廃棄物の処理は、前述のとおり、事業者自身の処理が原則であります。産業廃棄物の収集、運搬または処分を業として行なおうとする者で、その営業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事（大阪市、堺市にあっては市長）の許可を受けた者（産業廃棄物処理業者）に処理を委託することにより、その責任を果すこともできます。

従って、事業者は、この処理業者に産業廃棄物の処理を委託しようとする場合には、先ず相手業者が許可を受けた適正な業者であるかどうかを確認することが必要であります。

三、今後の廃棄物処理のあり方

前述のとおり、「環境サイクル」を維持していくためには、廃棄物を最終処分（埋立処分または海洋投入処分）する前に、自然の浄化能力を期待できるところまで、人為的にその代謝能力を増大、促進させてやる必要があります。これを「中間処理」といい、減量化、安定化および無害化（安全化）という三つの役割を果すために行なわれます。具体的に言えば、焼却、中和、破砕、圧縮、脱水、

溶融加工、コンクリート固型化などをいいます。

資源のほとんどを海外からの輸入に依存しているわが国においては、廃棄物といえども、貴重な原料から生じたものでありますので、産業廃棄物について、できるだけ回収し、資源として再利用を行なうことが最善の処理であると考えられます。

生産するために原料を使用すれば、必ず廃棄物が排出されますので、今後は、生産施設には、廃棄物の再生利用施設を設置し、極力廃棄物を第二次資源として回収、有効利用するシステムを開発する必要があります。

いしかえれば、廃棄物処理という考え方を一歩進めて、廃棄物の有効利用を生産工程の一部に加え、資源として再利用するということがこれからの生産加工のありかたとなるものと考えます。

いずれにしても、この大きな廃棄物問題の解決には、府民の一人一人が廃棄物に対する認識を高めていただくと同時に、この問題に対する積極的な協力をお願いしたいものであります。

